

日常生活
における

賠償責任保障について考えよう

日常生活の思いがけない高額な賠償責任へ備えておく心安いです。



他人に対する法律上の賠償責任を負った場合の保障を準備

誤って他人のものを壊したり、他人にケガをさせたときなどの賠償責任に備えられるのが、個人賠償責任保険です。火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として用意されており、**加入する機会が多いことや保険料が比較的安価なところにも特徴**があります。また、1世帯の1人が加入することで同居のご家族だけでなく、別居の未婚の子どもも保障されるため、検討される場合は**保障される方の範囲もあらかじめ確認**をしましょう。

このような
場合に
賠償責任が
発生します。



自転車に
乗っていたところ、
ハンドル操作を誤り、
通行人にぶつかり
ケガをさせた。



誤って
ベランダから
物を落としてしまい、
通行人に
ケガをさせた。



個人賠償責任保険で
補償されない例

- ・同居の親族に対する場合
- ・仕事中に起こした事故 ・自動車やバイクでの事故 など



法律上の賠償責任が
発生しない例

- ・幼稚園に預けている間に、子ども(幼児)がガラスを割った。^{※1}
- ・バレーボールの試合中、打ったスパイクが相手の顔面に当たり、ケガをさせた。^{※2}

※1 親権者等には賠償責任が発生しない場合があります。

※2 競技・遊戯中の事故は賠償責任が発生しない場合があります。



保障額は少なくとも1億円以上の準備が安心

近年、**自転車事故により高額な賠償金請求となるケース**が増えており、これまでに1億円近い賠償金が命じられた判例もあります。**自転車保険等への加入を義務化**している自治体も多いです。自転車を利用する場合は、必ず賠償責任の保障を備えるようにしましょう。



【自転車の加害事故例】

事 故 概 要	賠 償 額
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)	約 9,521万円

※出典：一般社団法人 日本損害保険協会



ワンポイント
アドバイス

「示談交渉サービス」がついているものが安心

万が一、賠償責任が発生した場合に、保険会社が相手方と交渉を行ってくれるサービスがあると安心です。

